

# 神戸手形交換所規則施行細則

(昭和 46 年 7 月 21 日 理事会決議)

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (目 的)

この細則は、神戸手形交換所規則（以下「規則」という。）の運営上必要な事項を定める。

## 第 2 章 参 加 銀 行

### 第 1 節 参加および脱退

### 第 2 条 (社員銀行の参加、脱退)

交換所は、規則第 5 条第 1 項に規定する社員銀行の参加または脱退があったときは、これをただちに参加銀行に通知するものとする。

### 第 2 条の 2 (委託社員銀行の参加手続等)

1. 規則第 5 条第 5 項に規定する手続は、つぎによる。
  - (1) 社員銀行が、委託社員銀行として交換所の事業に参加しようとする場合には、受託社員銀行との連署による申込書を提出して交換所の承認を得なければならない。
  - (2) 委託社員銀行は、受託社員銀行を変更しようとする場合には、新旧受託社員銀行との連署による受託社員銀行変更の申込書を提出して交換所の承認を得なければならない。
  - (3) 委託社員銀行は、代理交換を取りやめる場合には、受託社員銀行との連署による申込書を提出して交換所の承認を得なければならない。
  - (4) 委託社員銀行が他の金融機関と合併して新金融機関を設立した場合には、当該新金融機関は、委託社員銀行の地位を承継することができる。この場合、新金融機関は、1 週間以内にその旨を書面により交換所に届出るものとする。
  - (5) 前 4 号の場合、交換所は委託社員銀行名簿にその旨を登録し、これをただちに参加銀行に通知するものとする。
2. 委託社員銀行については、規則第 11 条で規定する「代理交換委託金融機関」に係る第 43 条から第 46 条までの規定を準用する。

### 第 3 条 (準社員銀行の参加申込基準)

規則第 6 条第 1 項の規定により参加の申込書を提出できるものは、日本銀行神戸支店と当座取引契約を結び、かつ 1 日の平均交換枚数が持出または持帰りのいずれか一方において、100 枚以上と見込まれるものとする。ただし、特別な事情があるときはこの限りでない。

#### **第4条（準社員名簿への登録）**

交換所は、規則第6条に規定する準社員銀行の参加があったときは、申込書に記載された事項を準社員銀行名簿に登録し、これをただちに参加銀行に通知するものとする。

#### **第5条（準社員名簿の変更）**

1. 準社員銀行は、準社員名簿に登録した事項に変更が生じたときは、1週間以内に書面により交換所に届出するものとする。
2. 交換所は、前項の届出を受けたときは準社員名簿に変更の登録をするものとする。

#### **第6条（準社員名簿の抹消）**

交換所は、規則第7条に規定する準社員銀行の脱退があったときは、準社員名簿から抹消し、これをただちに参加銀行に通知するものとする。

#### **第7条（準社員銀行の地位承継の届出）**

1. 規則第8条の規定により準社員銀行の地位が承継される場合には、当該準社員銀行は、地位の承継日の1か月前までに、その旨および地位を承継する金融機関の名称、代表者、所在地、地位の承継日等を合併または営業もしくは事業の譲渡の相手金融機関と連署した書面により交換所に届出するものとする。
2. 交換所は、前項の届出を受けた場合には、ただちに参加銀行に通知するとともに、地位の承継日に準社員名簿に変更の登録をするものとする。

#### **第8条（委託金融機関の参加申込基準）**

規則第11条第1項の規定により参加の申込書を提出できる者は、参加申込の日の前月から過去1年間にわたり、各月末の預金総額が6億円以上あるものとする。ただし、規則第11条第1項ただし書の規定に該当する場合はこの限りでない。

#### **第9条（委託金融機関名簿への登録）**

交換所は、規則第11条に規定する委託金融機関の参加があったときは、申込書に記載された事項を代理交換委託金融機関名簿に登録し、これをただちに参加銀行に通知するものとする。

#### **第10条（委託金融機関の準用規定）**

第5条【準社員名簿の変更】第6条【準社員名簿の抹消】および第7条【準社員銀行の地位承継の届出】の規定は、委託金融機関についてこれを準用する。この場合において、同条中「準社員名簿」とあるのは、「代理交換委託金融機関名簿」と読み替える。

## 第 11 条（受託銀行の変更）

交換所は、規則第 14 条に規定する代理交換の受託銀行の変更があったときは、これをただちに参加銀行に通知するものとする。

## 第 2 節 加入金および経費分担金

### 第 12 条（加入金の計算基準）

規則第 17 条に規定する加入金は、つぎの基準により計算する。ただし、特別な事情があるときはこの限りでない。

(1) 準社員銀行

A 資本金、資本剰余金および利益剰余金の合計額が 10 億円以下の場合  
75 万円

B 資本金、資本剰余金および利益剰余金の合計額が 10 億円超 1,000 億円以下の場合には、その部分については 1 億円ごとに 3 万円を前記 A の金額に加える。ただし、5,000 万円未満は切り捨て、5,000 万円以上は 1 億円とみなす。

C 資本金、資本剰余金および利益剰余金の合計額が 1,000 億円を超える場合には、その超える部分については 1 億円ごとに 7.5 千円を前記 A および B の金額に加える。ただし、5,000 万円未満は切り捨て、5,000 万円以上は 1 億円とみなす。

(2) 委託金融機関 65 万円

### 第 13 条（加入金の納付時期）

規則第 17 条に規定する加入金は、参加承認の通知を受けた日から 1 週間以内に納付するものとする。

### 第 14 条（経費分担金の計算基準）

1. 規則第 18 条第 1 項に規定する経費分担金は、つぎの基準により計算する。

(1) 準社員銀行

協会の経費予算額の半額を前年の交換高により按分した金額と定款に定める経費分担金基準により社員銀行が負担する均等割額の半額との合計額

ただし、計算の結果その合計額が 50 万円に満たない場合は 50 万円とする。

(2) 委託金融機関

前年の支払交換高が	10億円未満の場合			130,000円	
〃	10億円以上	30億円未満の場合		150,000円	
〃	30	〃	50	〃	180,000円
〃	50	〃	100	〃	200,000円
〃	100	〃	200	〃	240,000円
〃	200	〃	400	〃	300,000円
〃	400	〃	600	〃	360,000円
〃	600	〃	800	〃	440,000円
〃	800	〃	1,000	〃	520,000円
〃	1,000	〃	1,500	〃	610,000円
〃	1,500	〃	2,000	〃	690,000円
〃	2,000	〃	3,000	〃	790,000円
〃	3,000	〃	4,000	〃	890,000円
〃	4,000	〃	5,000	〃	990,000円
〃	5,000	〃	7,500	〃	1,050,000円
〃	7,500	〃	1兆円未満の場合		1,080,000円
〃	1兆円以上の場合				1,100,000円

2. 前項にかかわらず、新たに参加した場合の経費分担金は、つぎの基準により計算する。

(1) 参加した年度の経費分担金

A 準社員銀行

当該年度の参加月数に応じて月割り計算した金額とする。この場合において前年の交換高は参加後3月間の実績を4倍したものとする。

B 委託金融機関 130,000円

(2) 参加した年度の翌年度の経費分担金は参加した年の実績をその年末までの参加月数で除し、これに12を乗じたもの（参加した月が10月から翌年3月までの場合は、参加後3月間の実績を4倍したもの）をもって前年の実績とみなして計算する。

(3) 参加した年度（参加した月が1月から3月までの場合に限る）の翌々年度の経費分担金は参加した年の実績をその年末までの参加月数で除し、これに12を乗じたものをもって前年の実績とみなして計算する。

**第14条の2（合併等があった場合の経費分担金の計算基準）**

準社員銀行または委託金融機関に合併等があった場合の経費分担金の計算基準については、別途定める基準によるものとする。

**第15条（経費分担金の納付時期等）**

1. 規則第 18 条第 1 項に規定する経費分担金は、交換所の請求によって、つぎの時期までに納付するものとする。
  - (1) 準社員銀行  
毎年、5 月 31 日および 10 月 31 日までに各々その半額
  - (2) 委託金融機関  
毎年、5 月 31 日までにその全額
2. 前項にかかわらず、第 14 条第 2 項第 1 号、第 2 号により計算した経費分担金については、その金融機関が参加した日から 5 月以内とすることができる。
3. 第 1 項にかかわらず、当該年度の途中で脱退する場合には、当該年度の参加期間にかかわらず、当該年度の経費分担金の全額を、原則として脱退日までに納付するものとする。

### **第 3 節 保 証 金**

#### **第 16 条（保証金の差入基準等）**

1. 規則第 20 条に規定する保証金の金額は、つぎの基準によるものとする。
  - (1) 社員銀行（委託社員銀行を除く。）および準社員銀行 200 万円
  - (2) 委託社員銀行および委託金融機関 100 万円
2. 差入れられた保証金には利息は付さないものとする。

#### **第 17 条（保証金に対して請求できるもの）**

規則第 21 条第 1 項の規定により相手銀行が保証金に対して請求できるものは、不渡りまたは混入手形の代り金として当該金融機関が振出した自己宛小切手等とする。

## **第 3 章 手 形 交 換**

### **第 1 節 総 則**

#### **第 18 条（手形、小切手等の用紙の規格の統一）**

加盟銀行において調製する手形、小切手その他交換に付す証券の用紙の規格、様式等は、理事会において定めがある場合には、その定めるところによるものとする。

#### **第 19 条（金融機関共同コードの印字）**

加盟銀行は、自行において調製する手形、小切手用紙には、原則として MICR 方式により金融機関共同コード（統一手形交換所番号および統一金融機関番号）を印字するものとする。

#### **第 20 条（入金証明）**

1. 加盟銀行は、裏書不備の記名式または指図式の小切手で名宛人口座に入

金されたものを交換に付すときは、当該小切手の裏面につきの例示により、その証明を行うものとする。

(例示)

この小切手は名宛人口座に入金されたものであることを証明します。		押切印
令和	年 月 日	
銀行	支店	

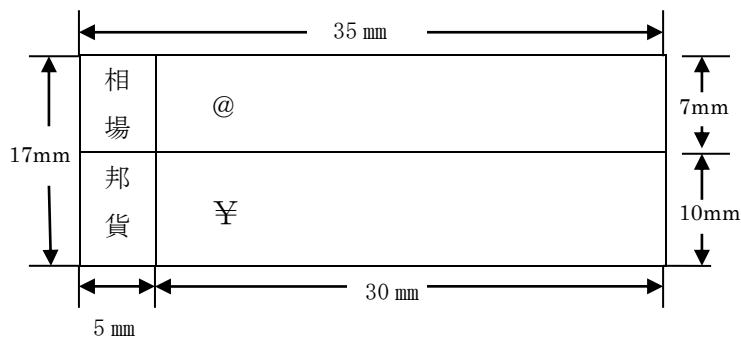
2. 外国銀行は、前項の例示によることができない場合には、つぎの例示によるものとする。ただし、この証明にあたって押切印によることができないときは、権限ある者の署名によることができる。

(例示)

この小切手は名宛人口座に入金されたものであることを証明します。		押切印
(Payee's account Credited)		
年 月 日 (Date)		
銀行支店名		
(Authorized Signature)		

## 第 21 条（外貨表示小切手への邦貨換算額の表示）

加盟銀行は、外貨表示の小切手を交換に付す場合は、つぎの様式により、邦貨換算額を小切手の表面右側余白に表示するものとする。



## 第 21 条の 2（外国為替関係領収証等の支払銀行名、交換請求金額の明示）

加盟銀行は、外国語表示の外国為替関係領収証等を交換に付す場合には、当該領収証等に記載されている支払銀行名を朱棹等により明示するものとする。

また、当該領収証等のうち記載金額が複数のものについては、交換請求金額についても同様に明示するものとする。

## 第 22 条（不渡手形の再交換禁止）

いったん交換に付して不渡返還された手形は、再度交換に付すことはでき

ない。ただし、あらかじめ支払銀行の承認を得たものまたは「案内未着」、「形式不備」等再度の持出を予期できる返還事由のものについては、このかぎりではない。

### **第 23 条（交換参加店、交換母店の届出）**

1. 加盟銀行は、規則第 23 条の規定によりこの交換に参加する店舗（以下「交換参加店」という。）および規則第 24 条に規定する交換母店について、つぎの事項をあらかじめ交換所に届出するものとする。その変更を生じたときも同様とする。

- (1) 名 称
- (2) 店 番 号
- (3) 所 在 地
- (4) 参加年月日
- (5) 電 話 番 号
- (6) 郵 便 番 号

2. 交換所は、前項の届出を受けたときは、これを参加銀行に通知するものとする。

### **第 24 条（交換印の規格、様式ならびに届出等）**

1. 規則第 25 条に規定する交換印は、つぎによるものとする。

- (1) 表示事項 銀行名・交換日・「交換」の文言
- (2) 規 格 縦 30 mm 横 35 mm 以内とする。ただし、事務機械（ソーターリーダー、プルーフ・マシン等）による場合は、このかぎりでない。
- (3) 色 彩 事務機械による場合には、赤色以外の色とする。

2. 交換印は、手形の裏面に押捺するものとする。

3. 交換印は、1 銀行 1 様式とする。ただし、事務機械による場合にはこのかぎりでない。

4. 交換印は、交換印鑑届出書（様式第 1 号）により、あらかじめ交換所へ届出するものとする。その変更を生じたときも同様とする。

### **第 24 条の 2（銀行代理業者の場合の銀行名等の付記）**

加盟銀行は、銀行代理業者の営業所等を交換参加店あるいは交換母店とした場合の銀行名には、当該加盟銀行名および「銀行代理業者」である旨を付記する。

### **第 25 条（特定線引判の押捺）**

1. 加盟銀行は、交換に付す手形（不渡手形を除く。）の表面に特定線引判を押捺する。

2. 特定線引判には、持出銀行名および持出店（交換参加店）名を表示するものとする。

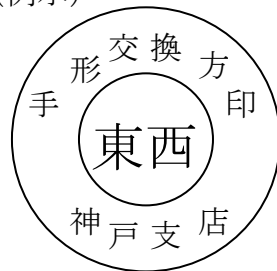
ただし、交換母店を持出店とする手形については、持出銀行名の表示のみで足りる。

3. 特定線引判は長さ 50mm、幅 10 mm以内とする。

### 第 26 条（交換方の届出）

1. 加盟銀行は、規則第 26 条に規定する交換方について、手形交換方および手形交換方専用印届（様式第 2 号）により、その氏名およびつぎの例示による手形交換方専用印を交換所に届出するものとする。その異動を生じたときも同様とする。

(例示)



手形交換方印 } を表示  
交換母店名 }  
大きさ、形式 随意

2. 交換方の人数は、任意とする。

### 第 27 条（交換室入室徽章）

1. 交換所は、加盟銀行に対しその必要とする数の交換室入室徽章（以下「入室徽章」という。）を交付する。
2. 交換方は、交換室へ入室するときは、必ず入室徽章を着用するものとする。
3. 入室徽章を紛失したときは、遅滞なく、その旨を交換所に届出て、その再交付を受けるものとする。この届出を怠った場合には、これに起因して生ずるいっさいの損害を当該銀行が負担するものとする。
4. 入室徽章が脱退等で不要になったときは、これを交換所に返却するものとする。
5. 臨時に入室を希望する場合は、交換所に申出て、臨時入室徽章を借受けるものとする。

### 第 28 条（交換関係帳票の保存）

規則第 29 条の規定により保存すべき交換関係帳票および保存期間は、つぎによるものとする。

- (1) 交換日から 1 か月間保存すべき帳票
  - A 規則第 28 条に定める交換持出手形の記録
  - B 交換添表（正・副）
- (2) 交換日から 7 営業日保存すべき帳票  
前号以外の帳票

## 第 2 節 交 換 手 続



## 第 29 条（交換室の開扉）

手形交換のための交換室の開扉は午前 8 時 30 分以降とする。

## 第 30 条（交換整理記番号の付記）

加盟銀行は、交換室における交換事務整理のため、交換所が指定する番号（以下「交換整理記番号」という。）を、つぎの交換関係帳票に付記するものとする。

- (1) 交換添表（正）
- (2) 交換差額表（兼）交換尻振替請求依頼書（正・副）
- (3) 交換尻振替請求書（甲・乙）（様式第 11 号-1.2）

## 第 31 条（公・社債および利札の交換持出方法）

1. 公・社債および同利札は、交換持出債券袋（様式第 7 号-1）交換持出利札袋（様式第 7 号-2）に収め封印する。
2. 交換持出債券袋、交換持出利札袋を使用する場合は、必ず債券または利札とともに「公社債元利金支払明細票」（様式第 7 号-3）を封入する。  
（注）「公社債元利金支払明細票」については平成 27 年 12 月 11 日全銀協通知平 27 事協第 20 号による。
3. 公・社債券および同利札の裏に、それぞれ行店名印を押印し、債券、利札銘柄、回号別に分類し、個別の交換持出債券袋、交換持出利札袋を使用する。
4. 交換持出債券袋、交換持出利札袋表面には、必要事項を記載し、裏面に交換印を押捺、袋 1 個を 1 枚の手形として数える。  
（注） 1. 国債については日本銀行所定の手続によること。  
2. 登録済元利金領収証はこの取扱から除くこと。
5. 封印されている債券中に支払不適格のものを発見したときは、そのまま全部を返還することなく、不適格のもの返還につき持出銀行へ連絡し、適宜に処理するものとする。

## 第 32 条（不渡手形の交換方法）

不渡手形を手形交換に組み入れて返還する場合の交換持出方法はつぎによるものとする。

- (1) 不渡手形の交換持出にあたっては、その裏面に交換印を押捺するとともに第 35 条【不渡事由の記載方法】に規定する不渡付箋を貼付する。
- (2) 交換母店は、不渡手形を持出手形の最上部に一括して各銀行宛に持出す。
- (3) 交換方は、交換室において手形を受けたときは、不渡手形を最初に点検して混入防止につとめる。

## 第 33 条（空席への手形配付）

交換方は、交換開始時刻前に持出手形を配付することは差支えないが、交

換方が出席していない銀行に対して持出手形を配付したために生じた損害は、配付した銀行がこれを負担するものとする。

### 第34条（交換印の補正等）

加盟銀行は、手形の持帰後において交換印の押捺洩れもしくは、不鮮明等押捺不備の手形を発見し持出銀行にその補正を求めるときは、つぎによるものとする。

- (1) 当該手形引落事務終了後手形に支払済の旨を表示する。
- (2) 前号の手形は適宜交換室において当該銀行に補正を求める。

## 第3節 交換尻決済

### 第4節 手形の返還

### 第35条（不渡事由の記載方法）

規則第40条第1項に規定する不渡事由の記載はつぎによるものとする。

- (1) 不渡手形が小切手の場合

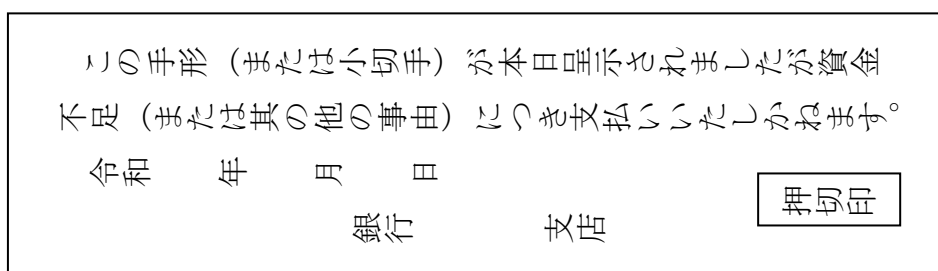
不渡事由を当該小切手に直接記載し、日付を表示して支払銀行の押切印を押捺する。ただし、「案内未着」「形式不備」等再度の持出を予期できる不渡事由のときは、次号に定めるところによる。

- (2) 不渡手形が小切手以外の場合

不渡事由を付箋に記載し、日付を表示して支払銀行の押切印を押捺する。この場合において、付箋は縦90mm、横33mmの規格とし、手形の表面左肩に貼付する。

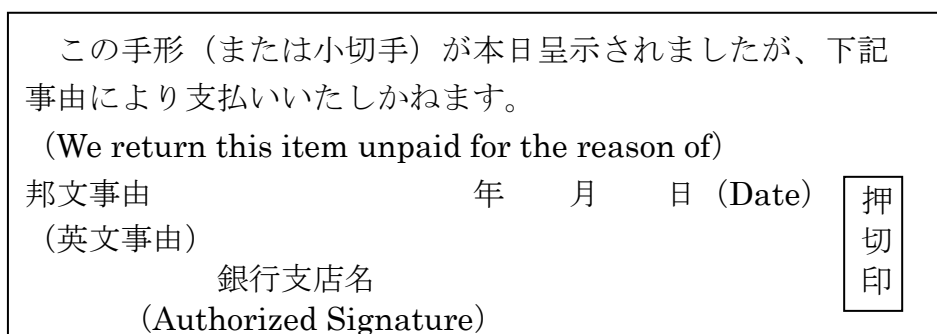
- (3) 不渡事由はつぎの例示によって記載するものとする。

(例示)



- (4) 外国銀行が前号の例示によることができない場合には、つぎの例示によるものとする。ただし、この記載にあたって押切印によることができないときは、権限ある者の署名によることができる。

(例示)



### 第 36 条（不渡手形の返還の特例）

1. 規則第 40 条第 2 項に規定する不渡手形はつぎにかかげるものとし、その店頭返還時限は、つぎによるものとする。
  - (1) 真にやむを得ない理由により規則第 40 条第 1 項による取扱いができず、交換日の翌営業日の店頭返還について持出銀行の同意を得た不渡手形  
交換日の翌営業日の午前 9 時 45 分（規則第 30 条に規定する交換終了時刻）。
  - (2) 前号の返還時限が切迫して不渡手形の返還を受け、それにより生じた不渡手形  
交換日の翌営業日の午後 3 時。ただし、当該返還を受けた不渡手形の持出店に対してのみ 1 回限りとする。
  - (3) 混入として返還された不渡手形  
混入として返還された日の午後 3 時。ただし、同日正午までに、あらかじめ持出銀行に通知しておかなければならない。
  - (4) 配当金領収書および債券、利札の不渡手形  
交換日の翌々営業日の午前 9 時 45 分。
  - (5) 交換参加店の緊急事態発生時における不渡手形
    - A 交換参加店（交換母店を含む。以下同じ。）において、爆破、不法占拠、火災等により正常な営業を継続することができない緊急事態が発生して、当該店舗等の持帰手形の処理が不可能となった場合、交換所は、交換日ごとに当該加盟銀行の申請にもとづき、持帰手形の不渡返還時限を交換日の翌営業日の営業時限（午後 3 時）まで延長することができる。
    - B 上記 A にかかわらず、交換参加店における正常な営業への回復が長期化すると判断された場合、交換所は、当該加盟銀行の申請にもとづき持帰手形の不渡返還時限を交換日の翌営業日の上記営業時限を超える必要な時限まで延長することができる。
    - C 上記 A または上記 B の措置は、交換日の翌々営業日または B で定めた時限以降も継続することができるものとし、この場合当該加盟銀行は毎営業日ごとに改めて交換所に申請するものとする。
    - D 上記 A、B および C の措置の解除は、当該加盟銀行の交換所宛届出により行うものとする。
    - E 交換所は上記 A、B、C および D の措置をとった場合には、すみやかに加盟銀行に通知するものとする。
2. 前項第 4 号に規定する不渡手形は、交換日の翌々営業日の持出銀行宛の持出手形に組入れることができる。

### 第 37 条（店頭返還する不渡手形の返還場所）

規則第 40 条に規定する持出銀行の店頭とは、交換母店または持出店の店頭とする。ただし、代理交換の場合には、受託銀行（受託社員銀行を含む。）の交換母店または持出店のほか、委託金融機関（委託社員銀行を含む。）の交換

母店または持出店とする。

### 第 38 条（店頭返還する不渡手形の代り金）

1. 規則第 40 条に規定する不渡手形の代り金は、持帰銀行の選択によりつぎのいずれかによるものとする。ただし、持帰銀行が第 1 号による代り金または手形金額が 1 千万円未満の不渡手形について第 2 号による代り金を希望する場合には、持出銀行の同意を必要とする。

- (1) 現金
- (2) 日本銀行小切手
- (3) 自己宛小切手
- (4) 手形代り金支払通知書

2. 規則第 41 条、第 42 条および前項第 4 号に規定する手形代り金支払通知書は、交換母店にかぎり発行できるものとし、発行店の押切印を押捺したものとす。

### 第 39 条（依頼返却手形の特例）

1. 加盟銀行は、いったん交換に持出した手形について、別途支払済、その他真にやむを得ない理由があるときは、持帰銀行と協議して返却を依頼することができる。

2. 持帰銀行は、持出銀行から返却を依頼された手形を返還する場合には、当該手形の返還に先立って持出店に連絡し、申出の事実を確認するものとする。

3. 依頼返却手形の返還方法は、不渡手形についての規定に準ずる。この場合において、付箋には支払銀行の押切印を押捺するほか、持出店との連絡にあたった役席者名を記載（または認印の押捺）するとともに持出店の役席者名を付記するものとする。

### 第 40 条（混入の旨の記載方法）

1. 規則第 42 条第 1 項に規定する混入の旨の記載は、付箋により行うものとし、日付を表示して持帰銀行の押切印を押捺する。ただし、同一銀行宛に 2 枚以上の混入手形があるときは、これを結束し、最上部の手形に付箋を貼付することができる。この場合において、付箋には、その枚数を記載するものとする。

2. 混入手形に貼付する付箋は、縦 90 mm、横 33 mm の規格とし、手形の表面左肩に貼付する。

### 第 41 条（混入手形の代り金）

第 38 条【店頭返還する不渡手形の代り金】第 1 項の規定は、規則第 42 条第 1 項に規定する混入手形の代り金にこれを準用する。ただし、規則第 42 条第 1 項に規定する混入手形の代り金に準用する場合には、第 38 条第 1 項中「持出銀行」とあるのは、「当該手形の宛先銀行」と、規則第 42 条第 1 項第 4 号

に準用する場合には、「持出銀行又は当該手形の宛先銀行」と読替える。

#### **第 42 条（受託銀行変更等による混入手形の取扱い）**

加盟銀行は、自行の委託金融機関（委託社員銀行を含む。）が受託銀行（受託社員銀行を含む。）を変更した場合、または、加盟銀行に変更した場合において、その旧委託金融機関が支払うべき手形を持帰ったときは、つぎのいずれかにより処理するものとする。

- (1) 規則第 42 条第 1 項第 4 号の規定にもとづき、関係銀行間で合意した方法により受渡しを行い、その代り金を受取る。
- (2) 持帰銀行の交換母店または持帰店において、旧委託金融機関に当該手形を手交し、その代り金を受取る。

### **第 5 節 代理交換**

#### **第 43 条（受託銀行の立替金額）**

規則第 46 条に規定する受託銀行の立替金額は、規則第 44 条第 2 項に規定する不足金および規則第 45 条に規定する不渡手形（交換持帰手形に組入れられた不渡手形を含む。）の代り金を受託銀行が支払ったもの（手形代り金支払通知書によるものを含む。）とする。

#### **第 44 条（委託金融機関の準用規定）**

第 18 条、第 20 条から第 23 条まで、第 35 条から第 41 条（第 38 条第 1 項第 4 号および第 38 条第 2 項を除く。）までの規定は、委託金融機関にこれを準用する。ただし、第 39 条第 1 項により手形の返却を依頼する場合は交換母店にその旨を通知するものとする。

#### **第 45 条（委託金融機関の金融機関共同コードの印字）**

第 19 条【金融機関共用コードの印字】の規定は、委託金融機関の調製する手形、小切手用紙にこれを準用する。この場合において、統一手形交換所番号および統一金融機関番号は、受託銀行の統一手形交換所番号および統一金融機関番号とする。

#### **第 46 条（委託金融機関の交換印等）**

1. 第 24 条【交換印の規格様式ならびに届出等】、第 24 条の 2【銀行代理業者の場合の銀行名等の付記】および第 25 条【特定線引判の押捺】の規定は、委託金融機関にこれを準用する。この場合、交換印については受託銀行名を、特定線引判については受託銀行名および持出店名を併せて表示するものとする。
2. 前項の交換印は受託銀行の交換印を兼ねるものとし、特定線引判の表示は受託銀行の持出店名の表示をかねるものとする。

## 第 6 節 雑則

### 第 47 条（緊急措置の通知）

交換所は、規則第 48 条の規定により必要な措置をとる場合には、ただちに参加銀行にその内容を通知するものとする。

## 第 4 章 取引停止処分

### 第 48 条（取引停止処分の対象）

1. つぎの手形が不渡となった場合には、当該手形の持出銀行および支払銀行は、規則第 52 条の規定により不渡届を提出しなければならない。
  - (1) 交換所における交換手形
  - (2) 委託金融機関（委託社員銀行を含む。次号において同じ。）と受託銀行（受託社員銀行を含む。次号において同じ。）との間における交換手形
  - (3) 受託銀行を同じくする委託金融機関間における交換手形
2. 同一銀行の交換参加店間における行内交換手形が不渡となった場合には、前項に準じて、不渡届を提出しなければならない。
3. 前 2 項以外の手形（次項にいう店頭呈示手形を除く。）で参加銀行を支払銀行とする手形が不渡となった場合には、当該手形の支払銀行は、規則第 52 条第 1 項の規定により不渡届を提出しなければならない。
4. 所持人が参加銀行の店頭で支払呈示した手形が不渡となった場合には、当該手形の支払銀行は、規則第 52 条第 1 項の不渡届を提出することができる。
5. パーソナルチェックにおいて当座取引上代理人であるものが振出した小切手の不渡 については、小切手面に代理関係の表示がない場合でも、その取引名義人を取引停止処分に付すこととし、不渡届にはその取引名義人を振出人等として記載する。
6. 規則第 51 条第 2 項ただし書きに規定する債権保全のための貸出は、債権保全のために既存の貸出を継続する場合のほか、債権保全のために行う新規の貸出とする。

### 第 49 条（不渡届）

1. 支払銀行は不渡届（様式 13 号、第 14 号）の甲、乙の両片を作成し、乙片を交換所へ提出し、甲片を不渡手形返還の際に手形に添付して持出銀行へ送付する。甲片の送付を受けた持出銀行は、その記載事項を確認して交換所へ提出する。
2. 第 48 条【取引停止処分の対象】第 3 項または第 4 項にかかる不渡届は、支払銀行において持出銀行欄空欄のまま、甲、乙の両片を作成し、その両片の標題の下部に「店内」と朱書したうえ、呈示日の翌々営業日午前 9 時 15 分までに交換所へ提出する。

3. 同一の振出人等に関して同一交換日にかかる不渡届が 2 枚以上提出された場合でも、これを 1 回として計算する。

## 第 50 条（不渡事由等）

1. 規則第 52 条第 1 項に規定する不渡事由および不渡届の取扱いは、つぎによるものとする。

(1) 0<sup>ゼロ</sup>号不渡事由

適法な呈示でないこと等を事由とするつぎに掲げる不渡事由であり、この場合、不渡届の提出は不要である。

A 手形法、小切手法等による事由

形式不備（振出日および受取人の記載のないものを除く。）、裏書不備、引受なし、呈示期間経過後（手形にかぎる。）、呈示期間経過後かつ支払委託の取消（小切手にかぎる。）、期日未到来、除権決定

B 破産法等による事由

a. 財産保全処分等

- (a) 破産法（第 28 条第 1 項、第 91 条）による財産保全処分中
- (b) 破産法による包括的禁止命令（第 25 条）
- (c) 会社更生法（第 28 条第 1 項、第 30 条、第 35 条）による財産保全処分中
- (d) 会社更生法による包括的禁止命令（第 25 条）
- (e) 民事再生法（第 30 条第 1 項、第 54 条、第 79 条）による財産保全処分中
- (f) 民事再生法による包括的禁止命令（第 27 条）
- (g) 会社法（第 540 条第 2 項、第 825 条第 1 項）による財産保全処分中

b. 手続開始決定等

- (a) 破産手続開始決定（破産法第 100 条第 1 項）
- (b) 会社更生手続開始決定（会社更生法第 47 条第 1 項）
- (c) 民事再生手続開始決定（民事再生法第 85 条第 1 項）
- (d) 清算手続による弁済禁止（会社法第 500 条第 1 項、同法第 661 条第 1 項、有限責任事業組合契約に関する法律第 47 条第 1 項）
- (e) 会社特別清算開始（会社法第 537 条）

c. 命令等に基づく事由

支払禁止の仮処分決定（手形面の最終権利者が仮処分決定主文中における債務者または裁判所執行官の場合）

d. 外国倒産処理手続に対する援助の処分にかかる事由

外国倒産処理手続に対する援助の処分中（外国倒産承認援助法第 26 条）

C 案内未着等による事由

案内未着、依頼返却、該当店舗なし、レート相違・換算相違、振出人等の死亡、再交換禁止（細則第 22 条）

- D その他による事由  
上記A、B、Cの各不渡事由に準ずる事由
- (2) 第1号不渡事由  
つぎの不渡事由であり、この場合、第1号不渡届の提出を必要とする。  
ただし、取引停止処分中の者にかかる不渡（取引なし）については不渡届の提出を要しない。  
資金不足（手形が呈示されたときにおいて、当座勘定取引はあるがその支払資金が不足する場合）  
取引なし（手形が呈示されたときにおいて、当座勘定取引のない場合）
- (3) 第2号不渡事由  
0号不渡事由および第1号不渡事由以外のすべての不渡事由であって例示するとつぎのとおりであり、この場合、第2号不渡届の提出を必要とする。  
契約不履行、詐取、紛失、盗難、印鑑（署名鑑）相違、偽造、変造、取締役会承認等不存在、金額欄記載方法相違（金額欄にアラビア数字をチェックライター以外のもので記入した場合等）、約定用紙相違（銀行所定の用紙以外を使用した場合）
2. 不渡事由が重複する場合はつぎによる。
- (1) 0号不渡事由と第1号不渡事由または第2号不渡事由とが重複する場合は、0号不渡事由が優先し、不渡届の提出を要しない。
- (2) 第1号不渡事由と第2号不渡事由とが重複する場合は、第1号不渡事由が優先し、第1号不渡届による。ただし、第1号不渡事由と偽造または変造とが重複する場合は、第2号不渡届による。

## 第50条の2（不渡情報の適正な管理）

1. 規則第54条の2第2項の規定により、交換所が不渡情報を提供することができる場合はつぎのとおりである。
- (1) 協会が運営する取引停止処分者照会センター（以下「照会センター」という。）に提供する場合。
- (2) 一般社団法人大阪銀行協会（以下「大阪協会」という。）が設置・運営する取引停止処分者照会センターに提供する場合。
- (3) 全国銀行協会が設置・運営する全国銀行個人信用情報センター（以下「個信センター」という。）に提供する場合。
- (4) 中小企業倒産防止共済法、法人税法等の法令等により取引停止処分（中小企業倒産防止共済法施行規則第10条の2第1項第2号に定める手続を含む。）の証明依頼があった場合。
- (5) 刑事訴訟法、民事訴訟法等の法令等により不渡情報の照会があった場合。
2. 規則第54条の2第4項の規定する安全管理に関する措置はつぎのとおりである。
- (1) 不渡情報の保護と利用に関する自主ルール。



- (2) 神戸手形交換所の参加銀行における安全管理措置等に関する指針。

### 第 50 条の 3（不渡情報の共同利用）

1. 規則第 54 条の 3 第 1 項の規定により、不渡情報を共同して利用する者はつぎのとおりである。
  - (1) 協会（照会センターを含む。）
  - (2) 大阪協会（取引停止処分者照会センターを含む。）
  - (3) 個信センター
2. 規則第 54 条の 3 第 2 項の規定する公表の方法は、共同利用者のホームページへの掲載、共同利用者の事務所の窓口等への掲示・備付け、パンフレットへの掲載・配付その他振出人等が容易に公表された内容を知り得る方法とする。

### 第 51 条（異議申立）

1. 規則第 55 条の規定により異議申立をする場合には、異議申立書（様式第 15 号）を提出するものとする。
2. 異議申立提供金は協会名義の通知預金によるものとする。ただし、これによれない場合には、現金または自己宛小切手によることができる。
3. 交換所は、前項ただし書きにより異議申立提供金を受入れた場合には、当該提供金を最寄りの取引銀行へ預託する。
4. 交換所は、異議申立提供金を受入れたときは、異議申立提供金預り証（様式第 16 号）を交付する。

### 第 52 条（異議申立の特例）

1. 規則第 55 条第 1 項のただし書きの規定により異議申立提供金の提供の免除を請求（以下、「免除請求」という。）する場合には、不渡の事由が偽造または変造であることを証明するため異議申立書〔特例扱〕（様式第 17 号）につき資料を添付して交換日の翌々営業日の営業時限（午後 3 時）までに交換所に提出しなければならない。ただし、第 1 号の資料の提出期限は、交換日から起算して 10 営業日とする。
  - (1) 告訴状写および同受理証明書（写）  
ただし、警察署において告訴状の提出を要しないとされた場合は、警察署への被害届写および同受理証明書（写）で足りる。
  - (2) 振出人等の陳述書
  - (3) 当座勘定取引証明書
  - (4) 届出印鑑写
  - (5) 偽造または変造手形の写
2. 前項の規定にかかわらず、振出人等と取引がなくかつ用紙交付先と相違する場合等真にやむを得ない理由により前項第 1 号および第 2 号の資料の提出ができない場合には、当該資料に代え告訴状写の提出不能理由書および支払銀行の陳述書の提出によることができるものとする。

3. 交換所は、不渡手形審査委員会の審議に必要とする場合には、前2項に規定する資料以外の証明資料の提出を求めることができる。
4. 免除請求後、新事実が判明する等の理由により免除請求の維持が困難とされた場合には、支払銀行は遅滞なく免除請求を取下げ、交換所所定の取下書の提出と同時に異議申立提供金を提供しなければならない。
5. 第1項第1号または第2項に規定する資料を提出できない場合には、支払銀行は交換日から起算して10営業日の営業時限（午後3時）までに交換所所定の取下書の提出と同時に異議申立提供金を提供しなければならない。
6. 不渡手形審査委員会の審議において異議申立提供金の免除請求が却下された場合、支払銀行は却下された日の翌々営業日の営業時限（午後3時）までに異議申立提供金を交換所に提供しなければならない。
7. 前3項の異議申立提供金が提供されない場合には、異議申立が当初から行われなかったものとみなし、交換所は、不渡報告または取引停止報告に当該不渡手形の交換日を基準にして追加掲載するものとする。

#### **第53条（不渡事故解消届の提出）**

規則第55条第1項の規定により、異議申立が行われた不渡届について不渡事故が解消したときは、持出銀行は、不渡事故解消届（様式第19号-1.2）を交換所に提出するものとする。

#### **第53条の2（支払義務確定届の提出）**

異議申立にかかる不渡手形について振出人等に当該不渡手形金額全額の支払義務のあることが裁判により確定した場合には、持出銀行は、支払義務確定届（様式第19号の2）を交換所に提出することができる。

#### **第53条の3（差押命令送達届の提出）**

異議申立にかかる不渡手形について当該手形債権を請求債権とし異議申立提供金のための預託金の返還請求権を差押債権とする差押命令（差押・転付命令を含む。）が支払銀行に送達された場合には、持出銀行は、差押命令送達届（様式第19号の3）を交換所に提出することができる。

#### **第53条の4（持出銀行が存在しない場合の不渡事故解消届等の提出）**

前3条において、異議申立にかかる不渡手形が第48条【取引停止処分の対象】第3項または第4項に規定するものである場合には、各条に規定する各届の提出は支払銀行が行うものとする。

#### **第54条（異議申立提供金の返還）**

1. 異議申立をした参加銀行が異議申立提供金の返還を請求する場合には、異議申立提供金返還請求書兼受取書（様式第18号）を提出しなければならない。ただし、異議申立提供金を通知預金として差入れている場合には、

利息および計算書を添付しなければならない。

2. 交換所は、異議申立提供金の返還の請求を受けたときは、通知預金として受入れていた場合を除き、当座小切手をもってこれを返還する。
3. 交換所が受入れた異議申立提供金には利息を付さないものとする。

#### **第 54 条の 2（支払義務のないことが裁判等により確定した場合の提出資料）**

規則第 56 条第 1 項第 6 号により支払銀行が異議申立提供金の返還を請求する場合は、異議申立提供金返還請求書兼受取書（様式第 18 号）に次の資料を添付して交換所に提出するものとする。

- (1) 当該手形の支払義務のないことが裁判により確定したことを証する次のいずれかの資料
  - ①確定した手形訴訟判決の写し
  - ②当該手形について支払義務のないことについての確定した通常訴訟判決の写し
  - ③当該手形について支払義務のないことについての認諾調書の写し
  - ④当該手形について支払義務のないことについての和解調書の写し
  - ⑤当該手形について支払義務のないことについての調停調書の写し
- (2) 当該手形の写し

#### **第 55 条（異議申立提供金の返還の特例）**

規則第 56 条第 4 項の規定により異議申立提供金の返還を請求する場合には、手形の不渡が偽造、変造、詐取、紛失、盗難、取締役会承認等不存在その他これらに相当する事由によるものであることを証明するため異議申立提供金返還請求書【特例扱】（様式第 20 号）に第 52 条【異議申立の特例】に規定する資料に準じた資料を添付しなければならない。

#### **第 55 条の 2（支払義務の確定後における取引停止処分等）**

1. 規則第 56 条の 2 第 1 項に規定する請求（以下「処分審査請求」という。）は、第 53 条の 2 に規定する支払義務確定届または第 53 条の 3 に規定する差押命令送達届が交換所に受理され、かつ当該受理日（差押命令送達届が交換所に受理された日の後に異議申立にかかる不渡手形金額全額の支払義務が確定した場合には、当該確定の日。以下「受理日」という。）から起算して 2 か月後の応当日以後においても不渡手形の支払がなされていない場合にできるものとする。
2. 持出銀行は、処分審査請求をする場合には、不渡報告・取引停止処分審査請求書（様式第 20 号の 2）につぎの資料を添付して交換所に提出するものとする。
  - (1) 支払義務の確定を証するつぎのいずれかの資料
    - A 確定した手形訴訟判決文の写し
    - B 手形債権にかかる確定した通常訴訟判決文の写し
    - C 手形債権にかかる認諾調書の写し

- D 手形債権にかかる和解調書の写し
  - E 手形債権にかかる調停調書の写し
  - (2) 当該不渡手形の写し
  - (3) 不払に関する事情説明書
3. 処分審査請求は、受理日から起算して3か月後の応当日以後または当該不渡手形の異議申立日から起算して2年後の応当日以後はできないものとする。処分審査請求が認められている期間内であっても、同一の振出人等にかかる同一交換日の他の不渡手形についてすでに処分審査請求がなされ、その請求が理由があるものと認められている場合も、同様とする。
4. 交換所は、支払銀行および持出銀行に対して、不渡手形審査委員会での審議のために必要な資料の提出を求めることができる。
5. 同一の振出人等にかかる複数の不渡手形について処分審査請求が行われ、その請求が理由があるものと認められた場合には、不渡手形審査委員会の最終審査日が同一であっても、各々の不渡手形の交換日が異なるときは、第49条【不渡届】第3項の規定にかかわらず、不渡届の提出回数はその交換日ごとに1回として計算するものとする。

### **第55条の3（持出銀行が存在しない場合の処分審査請求）**

処分審査請求は、異議申立にかかる不渡手形が第48条【取引停止処分の対象】第3項または第4項に規定するものである場合には、支払銀行がこれを行うものとする。

### **第55条の4（保険事故発生時における異議申立提供金の返還）**

規則第56条の3の規定による異議申立提供金の返還手続はつぎによる。

- (1) 異議申立提供金が通知預金で提供されている場合  
交換所は、返還にあたり、当該通知預金の期限のいかんにかかわらず、かつ事前の相殺通知を省略して、当該異議申立提供金と当該通知預金とを対当額で相殺することができるものとする。この場合、支払銀行はすみやかに異議申立提供金返還請求書兼受取書（様式第18号）および通知預金の計算書を提出しなければならない。
- (2) 異議申立提供金が現金または自己宛小切手で提供されている場合  
交換所は、当座小切手をもってこれを返還する。この場合、支払銀行はすみやかに異議申立提供金返還請求書兼受取書を提出しなければならない。

### **第56条（不渡報告または取引停止処分の取消）**

規則第57条第1項または第2項の規定により交換所に不渡報告または取引停止処分の取消を請求する場合には、不渡報告、取引停止処分取消請求書（様式第21条）に取扱錯誤を証する資料を添付しなければならない。

### **第57条（偽造、変造等の場合の不渡報告または取引停止処分の取消）**

規則第 58 条第 1 項の規定により交換所に不渡報告または取引停止処分  
の取消を請求する場合には、不渡報告または取引停止処分が偽造、変造、詐取、  
紛失、盗難、取締役会承認等不存在その他これらに相当する事由の手形につ  
いて行われたものであることを証  
明するため、不渡報告、取引停止処分取消請求書（様式第 22 号）に第 52 条  
【異議申立の特例】に規定する資料に準じた資料を添付しなければならない。

#### **第 58 条（取引停止処分等の解除）**

規則第 59 条第 1 項の規定により交換所に取引停止処分等の解除を請求す  
る場合には、解除を相当とする理由の存在を証明するため、取引停止処分等  
解除請求書（様式第 23 号）につきの資料を添付しなければならない。

- (1) 請求銀行の理由書
- (2) 振出人等の陳述書
- (3) 預金残高証明書
- (4) 理由書記載の事実を証明する資料

#### **第 59 条（不渡手形審査委員会）**

不渡手形審査委員会の委員および運営については、理事会の決議をもって  
これを定める。

### **第 5 章 手形交換一時停止時・脱退時緊急措置**

#### **第 1 節 手形交換一時停止時・脱退時緊急措置の認定**

#### **第 60 条（手形交換一時停止時緊急措置の認定等の通知）**

交換所は、規則第 61 条第 1 項および第 2 項に規定する一時停止届が提出  
されたとき（規則第 61 条第 1 項後段の規定により一時停止届が提出された  
ものとして取扱うときを含む。）は、これをただちに参加銀行に通知する  
ものとする。また、交換所は、同条第 3 項に規定する一時停止時緊急措置の  
認定をしたときは、これをただちに一時停止銀行に通知したうえ参加銀行に  
通知するものとする。

#### **第 61 条（一時停止時緊急措置の認定に伴う措置の終了の通知）**

1. 一時停止銀行は規則第 62 条第 1 項および第 2 項に規定する再開届を提  
出するときは、交換所等の決済を再開する日の前営業日までに交換所に提  
出しなければならない。
2. 交換所は、規則第 62 条第 3 項の規定により一時停止時緊急措置の認定  
に伴う措置を終了するときは、これをただちに参加銀行に通知するもの  
とする。

#### **第 62 条（手形交換脱退時緊急措置の認定等の通知）**

1. 交換所は、規則第 63 条第 1 項に規定する脱退時緊急措置の認定をした

ときは、これをただちに脱退事由発生銀行に通知したうえで参加銀行に通知するものとする。

2. 交換所は、規則第 63 条第 3 項の規定により脱退時緊急措置の認定に伴う措置を終了するときは、これをただちに参加銀行に通知するものとする。

## 第 2 節 一時停止時・脱退時緊急措置時における手形交換の特例

### 第 63 条（一時停止時・脱退時緊急措置時の不渡事由の記載方法）

規則第 64 条第 2 項に規定する不渡事由は、つぎの例示によって記載するものとする。

1. 緊急措置認定銀行の付箋の記載例

<p>この手形(または小切手)は本日呈示されましたが、当〇〇銀行は、業務休止（停止・交換尻不足金の不払等）のため支払いいたしかねますので、神戸手形交換所規則による緊急措置に従い返還いたします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">銀行（押切印）</p>
--

2. 交換所代行時の付箋の記載例

<p>この手形(または小切手)は本日呈示されましたが、当〇〇銀行は、業務休止（停止・交換尻不足金の不払等）のため支払いいたしかねますので、神戸手形交換所規則による緊急措置に従い返還いたします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">銀行</p> <p style="text-align: center;">（事務代行）</p> <p style="text-align: center;">一般社団法人 神戸銀行協会・神戸手形交換所（印）</p>
---

### 第 64 条（一時停止時緊急措置期間中の不渡手形の代り金の利息金の支払）

規則第 66 条第 1 項の規定により、緊急措置認定銀行が不渡手形の代り金の支払を業務停止日の翌営業日以後に行った場合には、緊急措置認定銀行は、業務停止日から当該支払日の前日までの期間について不渡手形の代り金の利息金を支払わなければならない。

## 第 3 節 一時停止時・脱退時緊急措置時における取引停止処分の特例

### 第 65 条（一時停止時緊急措置時等における異議申立の特例）

1. 交換所は、支払銀行が一時停止時緊急措置の認定を受けた場合において、第 52 条【異議申立の特例】第 4 項または第 5 項に規定する交換所所定の取下書の提出および同条第 4 項、第 5 項または第 6 項に規定する異議申

立提供金の提供ができないときは、取下書の提出および異議申立提供金の提供を一時停止時緊急措置の認定に伴う措置の終了まで猶予するものとする。

2. 交換所は、前項により異議申立提供金の提供を猶予したときは、一時停止時緊急措置の認定に伴う措置の終了まで第52条【異議申立の特例】第7項に規定する不渡報告または取引停止報告への掲載を行わないものとする。
3. 交換所は、支払銀行が脱退時緊急措置の認定を受けた場合において、第52条【異議申立の特例】第4項または第5項に規定する交換所所定の取下書を提出できないときはその提出を免除し、また、同条第4項、第5項または第6項に規定する異議申立提供金の提供は要しないものとする。
4. 交換所は、前項により異議申立提供金の提供を要しないものとしたときは、第52条【異議申立の特例】第7項に規定する不渡報告または取引停止報告への掲載を行わないものとする。

## 第6章 預金保険法に定める営業譲渡等にかかる措置

### 第66条（承継金融機関の届出等）

1. 規則第73条の規定により承継金融機関として交換所の事業に参加しようとするものは、金融機関の名称、代表者、所在地、譲渡日および譲渡金融機関の名称等を書面により交換所に届出るものとする。
2. 前項の場合において、承継金融機関が社員銀行（委託社員銀行を除く。）または準社員銀行に準じて手形交換の取扱を行う場合には日本銀行の当座勘定の貸借振替ができること、また、承継金融機関が委託金融機関（委託社員銀行を含む。）に準じて手形交換の取扱を委託して行う場合には受託銀行の承認があることを併せて届出るものとする。
3. 譲渡金融機関は、承継金融機関に営業譲渡等を行ったことを書面により交換所に届出るものとする。
4. 譲渡金融機関が前項の届を提出できないときは、交換所はその営業譲渡等にかかる公告等を確認することにより、当該届が提出されたものとして取扱う。

### 第67条（承継金融機関にかかる代理交換）

承継金融機関が委託金融機関（委託社員銀行を含む。）で、譲渡金融機関が社員銀行（委託社員銀行を除く。）または準社員銀行の場合に、承継金融機関が譲渡金融機関にかかる交換証券について代理交換を委託するときは、受託銀行の承認を得るものとする。

### 第68条（承継金融機関の経費分担金）

1. 規則第73条第6項に規定する承継金融機関の経費分担金は、規則第18条【経費分担金の納付等】により譲渡金融機関について計算した金額とす

る。ただし、譲渡金融機関が社員銀行であった場合には、定款に定める経費分担金基準により計算した金額とする。

2. 新たに参加した年度において、譲渡金融機関が負担すべき経費分担金のうち未払（支払期限未到来のものを含む。）がある場合には、承継金融機関が当該金額を負担するものとし、当該金額を前項の経費分担金に加えるものとする。

#### **第 69 条（経費分担金の納付時期）**

1. 規則第 73 条第 6 項に規定する経費分担金は、第 15 条【経費分担金の納付時期】に定める時期に納付するものとする。ただし、前条第 2 項に定める譲渡金融機関未払分については、譲渡金融機関が納付すべき時期に納付するものとし、納付期限が経過しているものはすみやかに支払うものとする。
2. 新たに参加した年度における経費分担金の納付は、参加した日から 5 月以内とすることができる。

### **第 7 章 罰 則**

#### **第 70 条（遅刻免除理由）**

規則第 76 条第 2 項に規定する真にやむを得ない理由は、つぎにかかげるものとする。

1. 店舗の火災、浸水等による被災
2. 鉄道、メールカー等の交通事故
3. 主要事務機械の故障その他加盟銀行の責めに帰せられない理由

#### **第 71 条（取引停止処分者との取引の解約）**

1. 交換所は、参加銀行が取引停止処分を受けた者と取引をしたことが判明したときは、ただちに、その旨を当該銀行に通知する。
2. 前項の通知を受けた参加銀行は、すみやかにその取引を解約し、当座勘定解約通知書（様式第 24 号）を交換所に提出する。ただし、交換所の通知に異議がある場合には、当該通知を受けた日から 5 日以内に電話等により、交換所に申出るものとする。

#### **第 71 条の 2（査定委員会）**

1. 査定委員会は、規則第 54 条の 2 または第 54 条の 3 第 2 項の規定に違反した参加銀行に対する処分の査定を行うものとする。
2. 査定委員会の構成および運営については、理事会の決議をもってこれを定める。

### **第 8 章 雑 則**



## 第72条（細則改正）

この細則の改正は、理事会の決議によるものとする。

# 付 則

## 第1条（実施期日）

この細則は昭和46年10月18日から実施する。

（一部改正実施日）

昭和47年10月18日	平成10年 5月20日
昭和48年 6月27日	平成12年 4月 3日
昭和49年 5月 1日	平成12年12月 6日
昭和49年 6月19日	平成13年 1月24日
昭和50年 5月28日	平成13年 4月18日
昭和52年 9月 7日	平成13年11月21日
昭和53年 4月 5日	平成15年 4月 1日
昭和54年 4月11日	平成15年 8月 1日
昭和55年 4月16日	平成16年10月18日
昭和55年 8月 6日	平成17年 3月15日
昭和59年 3月 7日	平成17年 4月 1日
昭和59年 5月16日	平成17年 8月 1日
昭和59年11月21日	平成18年 5月 1日
昭和60年 2月 6日	平成19年 2月19日
昭和60年 6月 5日	平成19年 9月10日
昭和62年 1月21日	平成19年10月 1日
昭和62年 8月 5日	平成23年 4月 8日
昭和62年11月25日	平成23年10月17日
平成 1年 1月18日	平成25年 4月 1日
平成 2年 5月 9日	平成26年 5月12日
平成 3年 4月 1日	平成28年 1月 1日
平成 5年 7月28日	平成28年 6月 1日
平成 7年12月 6日	令和 1年 5月 1日
平成 8年10月23日	
平成 9年 5月28日	
平成 9年 9月17日	

## 第2条（旧規則にもとづく手続または処分の効力）

省略

## 第3条（適用区分）

省略